

## 2. 事務分掌

### スポーツ推進課

#### 総務企画係

- (1) 定款その他規則、規程の制定及び改廃に関する事。
- (2) 理事会、評議員会その他会議に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (4) 公印の管理に関する事。
- (5) 人事、職員の服務、給与及び福利厚生に関する事。
- (6) 財産の管理に関する事。
- (7) 登記、契約その他法律手続きに関する事。
- (8) 予算及び決算の総括に関する事。
- (9) 会計及び経理の総括に関する事。
- (10) 物品の出納及び保管に関する事。
- (11) 公社事業全体の企画調整に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。
- (13) 他の係に属さない事。

#### 事業係

- (1) スポーツ事業の企画調整、誘致及び実施に関する事。
- (2) スポーツ事業の企画立案、実施に関する事。
- (3) スポーツに関する調査研究、情報収集及び広報に関する事。
- (4) スポーツ団体及び指導者の育成指導に関する事。
- (5) スポーツ情報提供に関する事。
- (6) 関係団体との連絡調整に関する事。
- (7) 各種利用統計に関する事。

#### 施設係

- (1) スポーツ施設（以下「施設」という。）内の収益に関する事。
- (2) 施設の総合利用計画及び年間利用計画並びに施設を活用したスポーツ事業の企画立案、実施に関する事。
- (3) スポーツ活動における健康相談に関する事。
- (4) 施設の使用許可及び使用料徴収に関する事。
- (5) 施設の利用者に対する指導及び助言に関する事。
- (6) 施設利用状況の記録に関する事。
- (7) 施設及び設備の調査研究に関する事。